

報告

第19回全国有床診療所連絡協議会総会に出席して

北海道有床診療所協議会会長

北海道医師会理事 西池 彰

平成18年8月5日（土）、6日（日）の2日間にわたり千葉県有床診療所協議会と千葉県医師会の担当により第19回全国有床診療所連絡協議会総会が開催され416名が参加した。主催者側として全国の会員に最も喜ばれる会場として用意されたのは、リゾート地ディズニースーシーの中のホテルミラコスタである。中世の豪華なイタリア建築の宮廷を模したこのホテルは夏休み中の子供連れの家族で満杯であり、有床診療所の将来を案じ深刻な面持ちで参加しているスーツ姿の集まりは、むしろ異様な感じすらした。

総会に出席した私はまず平成16年に初めて北海道で開催された第17回全国有床診療所連絡協議会総会を思い出した。病気の会長不在により非力な副会長の私が急遽会長代行を司ったが、その時の北海道有床診療所の皆様の御健闘と同時に飯塚北海道医師会会長を始め道医師会の皆様の温かい御協力に対しての深い感謝の念が彷彿と蘇った。この時の総会で内藤全国有床診療所会長から植松治雄日医会長に手渡された要望書は、1) 次期医療法改正にあたり、今や死文化した医療法第13条を撤廃し有床診療所の医療法上での位置づけを明確にする。2) 長年に亘り不当に設定されている有床診療所の入院基本料の大幅な引き上げを要求する。3) 日医執行部ならびに厚生労働省に地域医療に占める有床診療所の有用性、重要性

についての十分な理解と施策を改めて重ねて要望する。この3項目であった。平成17年7月、広島における第18回総会において再び同じ内容の要望書が植松会長に手渡された。

この度の総会は第5次医療法改正において今までの日医側の要望の回答として、48時間の入院期間制限規則が廃止され新しい医療法第13条が国会で成立した初めての総会となった。また、診療報酬の改定が4月に行われ、続いて療養病床の新しい診療報酬が7月から始まった節目の大切な時期の総会であり、加えて4月より日本医師会執行部が全面的に交代した後であり大きな期待と不安の気持ちで参加したのであった。まず日本医師会・唐澤会長のご挨拶で「有床診療所については日医総研の調査からも大変大きな役割を果たしてきている。そのために今年度、有床診療所に関する検討委員会を日医の常設委員会とした。われわれは医療改革にスジを通し21項目の付帯決議を付けた。療養病床の削減もそのまま呑むことはできない。税制の問題も今後出てくるだろう。有床診療所は潰れることはないが充分覚悟して対応するつもりである」との力強い言葉があった。

今回は最初に「有床診療の輝ける明日に向かって」をテーマに医療法改定、診療報酬改定、介護報酬改定への課題について5名のシンポジストによるシンポジウムが行われた。

- ① 医療の立場から「有床診療所の存在意義について」
- ② 介護の立場から「有床診療所と介護関連諸施設との連携について」
- ③ 国の立場から「医療制度改革と有床診療について」
- ④ マスコミの立場から「有床診療所の輝ける明日のために」
- ⑤ 日本医師会の立場から「在宅医療と有床診療所」

続いての講演「これからの有床診療所における経営戦略と財務管理～その基本戦略と基本的対応」は演者としてヘルスケアマーケティング研究所所長・鈴木喜六氏により行われた。最後に特別講演として唐澤祥人会長による「日本医師会の現況と課題～地域医療の将来展望をめぐって」が行われた。今回の内容を総括すると、今までの総会発表の講演内容と余り変わらず、特別新しい方向性につい

ては期待できるものは少なかった。最も楽しみにしていたシンポジウムはそれぞれの立場に局限し、現在有床診療所が直面する問題点についての共通性の追及が不十分でありフロアからの悲痛な声が届かなかったようである。このたびの医療法改正により医療法第13条の患者入院時間制限48時間の努力規定が撤廃され、病床も医療計画の基準病床数に算定されたことは永年にわたる有床診療所医師の地域に密着して包括的医療を実践してきた実績が評価され、正式な病床として公に認知されたことであり誠に喜ばしいことではある。しかし、結果として病床過剰地域の新規開業については厳しい規制が課せられることになった。また、4月に出された診療報酬改定では2週以上の長期入院では逆に大きな減額となっている。さらに7月からの療養病床に対する入院基本料は余りにも低額すぎる。平成10年4月の有床診療所の療養病床認可はそれまでの経済的圧迫を少なからず緩和し多くの会員が救われたのであったが、7月からの改定により再び窮地に追い込まれた。有床診療所での療養病床の再編は現実的に不可能であり、多くのものは廃止せざるを得ないであろう。現に4月以降入院機能が困難となり無床化する診療所がさらに倍増している。このよ

うな現況においてこの度の総会での要望書は次のごときものとなった。

- 1) 有床診療所が地域の他の医療施設と更に密なる連携を構築出来るべく日医の強力な指導をお願いする。
- 2) 療養病床の削減と介護療養病床の廃止による医療ニーズを持つ療養者に対する早急で適切な対策を講じる。
- 3) 有床診療所の入院基本料の低下により毎年1,000の診療所が無床化或いは病床閉鎖している現在の正確な実態について全都道府県医師会が主体となり把握していただきたい。
- 4) 入院基本料の更なる引き上げ、および有床診療所の新設、移譲についての地域医療に不都合を生じない配慮と共に療養一般病床相互間の転換が可能になるべき配慮をお願いする。

第5次医療法の法律改正に伴う政省令、施行細則等について具体的に決定するのは11月中旬から下旬にかけてであるという。それまでに早急に有床診療所に関する検討委員会が中心となって諮問し、日医が厚労省に強力に交渉しなければ有床診療所の明日は極めて悲観的である。

お知らせ

北海道医報ファイルについて

北海道医報を整理するためのファイル(新仕様-A4サイズ)が完成いたしました。医報本誌を1年分綴じることができます。ご希望の向きは下記まで送付先ならびに希望数をご連絡ください。無償にてお送りいたします。

記

申込先：北海道医師会事業第二課
〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目
Tel. 011-231-1725 Fax. 011-252-3233
E-mail ihou@m.douj.jp

